

# 一般社団法人 東京福祉限定輸送協会 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人東京福祉限定輸送協会と称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に係る一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）許可を受けた事業者（以下「福祉限定事業者」という。）による福祉輸送事業の普及・拡大を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 福祉運送事業の普及・拡大に関する事業
2. 福祉輸送事業に係る情報の収集及び提供等に関する事業
3. 福祉輸送技術の効率化、高度化に関する事業
4. 福祉輸送事業に係る安全の確保等に関する事業
5. 介護保険法に基づく訪問介護事業
6. 介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業
7. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
8. 介護保険法に基づく福祉用具貸与事業
9. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
10. 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
11. 労働者派遣事業及び有料職業紹介業
12. 住宅改修及び介護事業に関するコンサルタント事業
13. 介護用品及び介護機器の販売事業
14. 一般乗用旅客自動車運送事業
15. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### (公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会 員

### (会員)

第5条 当法人の目的に賛同し、入会した福祉限定事業者を会員とする。

2 会員になるには当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 会員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な理由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

### 第3章 社 員

(社員)

第11条 当法人の社員（一般法人法第11条第1項第5号等に規定する社員をいう。以下同じ。）は、会員の中から選出される代議員をもって社員とする。

(社員選挙)

第12条 前条の社員を選出するため、会員による社員選挙を行う。社員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

2 社員は会員の中から選ばれることを要する。会員は、第1項の社員選挙に立候補することができる。

3 第1項の社員選挙において、会員は他の会員と等しく社員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、社員を選出することができない。

4 第1項の社員選挙は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会において実施する。

(社員の任期)

第13条 社員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時  
社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(社員の補充)

第14条 社員が欠けた場合又は社員の員数を欠くこととなるときは補充の社員を選挙する  
ことができる。補充の社員の任期は、任期満了前に退任した社員の任期の満了する時まで  
とする。

2 前項の補充の社員を選挙するときは、第12条第1項から第3項までの規定を準用する。  
(会員の権利)

第15条 会員は、一般法人法に規定された社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使  
することができる。

#### 第4章 社員総会

(社員総会)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事  
業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第17条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第18条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数  
を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第20条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会  
で議長を選出する。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会  
の日から10年間主たる事務所に備え置く。

#### 第5章 役員

(役員)

第23条 当法人に次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、2名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第25条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。

3 会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、解任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員の報酬、賞与その他の職務の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第30条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人  
とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第31条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める  
要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最  
低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第32条 当法人に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、当法人の発展に特別の功労があった者又は学識経験者の中から社員  
総会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べること  
ができる。

4 顧問及び相談役には、第27条第1項及び第28条から第30条の規定を準用する。この  
場合において、これらの規定中「役員」又は「理事」とあるものは「顧問又は相談役」  
と読み替えるものとする。

## 第6章 理事会

(構成)

第33条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が  
出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議  
があったものとみなす。

(議決権)

第37条 各理事は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第40条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第7章 基 金

(基金の拠出)

第41条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を精算人において別に定めるものとする。

## 第8章 計 算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

## 第9章 定款の変更及び解散等

### (定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第46条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

### (残余財産の帰属)

第47条 当法人が精算する場合において有する残余財産は、理事会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配は行わない。

### (法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

## 附則

1. 平成24年11月22日 第3条目的変更登記

2. 平成25年01月10日 第3条目的を変更し施行する。

介護事業所設立のため事業目的該当の東京都指定の目的項目を追加。

3. 平成26年11月01日 第2条主たる事務所を台東区に変更

原本と相違ありません。

東京都江東区台東区竜泉2-6-9  
ジュネシオン竜泉101

一般社団法人 東京福祉限定輸送協会

代表理事 關澤俊夫